🏂 PDF 限度額適用認定証の準備が"不要"になりました!

「オンライン資格確認*1(マイナ受付*2)」の本格運用スタートに伴い、「オンライン資格確認を導入 した医療機関や薬局*3」では、マイナンバーカード、または、健康保険証を提示し、ご本人が情報 提供に同意することで、限度額適用認定証がなくても、窓口負担が自己負担限度額までで済む ようになりました。

・・・ご申請の前に・・・

受診の医療機関や薬局が「オンライン資格確認(マイナ受付)」に対応しているかを ご確認いただき、限度額適用認定証の発行が必要な場合のみ、申請書のご提出を お願いいたします。

【参考】 マイナンバーカードの健康保険証利用について → 📆 PDF

- *1 医療機関や薬局等で、ネットワークを介して保険資格の確認等をリアルタイムに行うしくみのこと。
- *2 対象の医療機関・薬局で健康保険証の代わりにマイナンバーカードが利用できるというもの。
- *3 医療機関、薬局によって導入時期は異なります。 オンライン資格確認(マイナ受付)に対応が可能な医療機関や薬局については、 こちら(厚労省 HP) または 右の QR コード よりご確認ください。 また、オンライン資格確認(マイナ受付)を実施する医療機関や薬局には、 下のステッカーやポスターが貼ってあります。



厚牛労働省

ステッカー



● ポスター

